

＜祈りのために＞

そうだ、あなたがたに言うておく、この時代がその責任を問われるであろう。（ルカ 11:51 口語訳）

台湾の元「慰安婦」最後の生存者であったイワル・タナハさんが5月13日、92歳の生涯を終えられた。以前、日本キリスト教会日本軍「慰安婦」問題と取り組む会が主催して、宇都宮松原教会、横浜桐畑教会、東京告白教会で証言集会在もたれたこともあり、^{けいがい}警咳に接した方もいるであろう。

1999年、他国の被害女性たちに遅れて台湾の元「慰安婦」たちが国賠訴訟に踏み切った際、イワル・タナハさんは原告Cとして匿名での参加であったが、やがて蔡芳美という中国名を名乗り、翌2000年7月14日には、イワル・タナハというタロコ名で東京地裁の証言台に立たれた。証言はタロコ語から中国語、中国語から日本語へと訳され、50年間、臨終の床にあった夫と教会の牧師以外には打ち明けず、沈黙を守り通してきた過去を語り、苦しい時にいつも歌ってきたというタロコ語の讃美歌を披露された。

日本による50年間の台湾支配の中でも、原住民に対する仕打ちは、苛酷を極めた。中村ふじゑによると、「タロコ族は、日本にとって最強の手強い相手とみなされ、タロコ族討伐は五カ年計画（著者注：第五代台湾総督・佐久間左馬太は1910-1915を五カ年計画討蕃事業^{とうばん}と定めた）の一番最後におこなわれた。当時のタロコ族は、72村、1600戸、人口9000余名で、戦闘力となりうる成人男性は3000人ぐらい、それも72村に分散していた。それに対し日本側は、警官、衛生部員、人夫などを含めた警察隊7967人、歩兵第一・二連隊、山砲兵二個中隊などを含む軍隊3018人という大規模なもので、71歳の佐久間総督がみずから討伐軍司令官をつとめるという力の入れようであった」という。二ヶ月に及ぶ熾烈^{しれつ}を極めた戦闘の末、日本は台湾の原住民族を平地の台湾人と切り離し、総督府警務局理蕃課^{りばんか}の管理下に置き、警察による原住民支配を徹底した。材木運びなどの苛酷な労働や警官によるレイプ事件などが頻々と起こり、1930年、ついに霧社^{むしや}周辺に住むタイヤル族が武器を持って立ち上がり、100名以上の日本人が殺害された（霧社事件）。これに対し、日本側は正規軍を投入し、航空機、機関銃、大砲が導入され、毒ガスが実験的に使用されたという説もある。辛うじて生き残った人々は、霧社から遠く離れた土地に移住させられ、人口は5分の1ほどに減少した。この霧社事件では、日本側は「味方蕃」と呼ばれる親日派原住民を動員して部族同士を闘わせ、結局700名以上の原住民が命を落としたとされている。このとき戦死した日本人や味方蕃兵士たちは、のちに靖国神社に合祀された。イワル・タナハさんの父親は、この霧社事件の際、日本人に殺害されたのである。彼女がまだ母親の胎内にいたときのことであった。

イワル・タナハさんたち、原住民族の被害女性たちは、昼間はお茶くみや掃除などの雑役に従事し、夜になると、倉庫として使われていた洞窟で、日本兵たちに強姦され続けた。50年の沈黙を経て証言者となった彼女たちは、語れば語るほど、心の傷が抉^{えぐ}られ、さらに度重なる敗訴によって、より一層の苦痛と不条理を味わわされた。イワル・タナハさんは、裁判所における証言を「これまで生きてこられたのは、キリスト教の支えがあったからです。でも、これからは、あなたがたに頼みたい。なんとか解決してほしい」と締め括られた。彼女が亡くなった今、私たちは、この要請にどのように応えることができるのだろうか。戦争体験者が次々と世を去って行く中で、証言を聞いた私たちの責任が問われている。

（祈り）主は「世の初めから流されてきたすべての預言者の血について、この時代がその責任を問われる」といわれ、自ら十字架においてその責任を果たされました。主に従う私たちも、悔い改めの実を結ぶとともに、和解の務めを果たすことが出来るように、お導き下さい。小塩海平（東京告白教会長老）

新シリーズ開始『その時に備えて 憲法問題 Q&A』を読む (14)

糸 広国 (函館相生教会牧師)

Q14 表現の自由は、どのように変わりますか？

A14 「表現の自由」については、メディアの報道の自由に対する為政者の干渉など、しばしば問題となる事柄です。私たちキリスト者にも深く関係します。条文を比較してみます。

「現行憲法」第二十一条

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

「改正草案」第二十一条 (表現の自由)

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。
- 2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。
- 3 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。

「改正草案」では第二項が新設され、先に紹介した「公益及び公の秩序」という言葉が登場します。これは、公益や公の秩序が個人の自由優先に優先するという事です。それを自民党の「日本国憲法改正草案 Q&A」では、「オウム真理教に対して破壊活動防止法が適用できなかったことの反省」を踏まえていると言うのですから、驚きです。

破壊活動防止法は、稀代の悪法と言われた治安維持法の現代版のような法律で、思想・信条の自由を著しく制限することから、違憲の疑いが強いと言われています。ただ、適用条件が厳しいことから、団体適用されたことは一度もありません。それを反省しているのですから、為政者が市民の自由を介入する気が満々だということでしょう。もちろん、ここでも自由を真っ向から否定はしません。表現の自由を制限できる範囲を厳しく限定しており、禁止する対象は「活動」と「結社」に限っていると、物分かりの良さそうな説明をしています。

しかし、活動や結社の「目的」が、「公益及び公の秩序を害する」かどうかを判断するのは誰かといえば、為政者でしょう。すると、キリスト者が集まって教会を形成するという「結社」、礼拝や伝道の「活動」、福音の宣教という「表現」等々が、公益及び公の秩序を害すると為政者に判断されると、私たちの教会生活そのものが成り立たなくなります。

現実離れした話しだと思われるでしょうか。しかし日本の教会は、こうしたことを経験しています。戦時下のホーリネス弾圧は、治安維持法の「国体を否定」することを「目的」としているという疑いで起きました。まさか自分たちが標的になるとは思っていなかった当時の教会は、何ら有効な対応をすることができませんでした。

治安維持法も破壊活動防止法も、公権力が市民の自由に対していわば先制攻撃をするような法律です。最近の改憲論は、こうした手法に磨きをかけようとするものと言えます。

新Q14-1

自民党の改正草案の根本的問題点はどこにありますか。

新A14-1

自民党の改正草案の根本的問題点は、どの項にも言えるのですが、憲法が権力を縛るためにあるということを理解しておらず、逆に、国民の権利を制限するために用い得るものとして改正しようとしている点にあります。

新Q14-2

第二十一条の改正草案の問題点はどこにありますか。

新A14-2

改正草案の第二項に、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれ

を目的として結社することは、認められないとしていますが、結社の目的が公益や公的秩序を害することにあり、そのために活動すると判断する主体が国家権力に置かれると、その目的で結社された訳ではない団体に対しても、国家権力がこの条項を恣意的に解釈して、取り締まることができることとなります。戦時中、「聖戦」として美化された戦争に反対することが、国体に反する活動として、治安維持法による取り締まりの対象になり、教会も弾圧された歴史を考慮すると、このような危惧を払拭できず、憲法第二十一条の改正草案第二項は、不要で危険な条項と言えます。従って、第二十一の改正は全く必要がないのです。

核廃絶の期待に肩透かしを食らわせたG7サミット

井上 豊（広島長東教会牧師）

G7サミットが5月19日(金)から21日(日)にかけて、国内では史上最大のものものしい警備の中、開催されました。会場となった広島市の宇品島や平和公園は封鎖され、また交通規制が行われたことで多くの学校が休校になったり、会社や商店が対応を迫られるなどしました。警官隊と反対デモの衝突もあり、逮捕者も出ましたが、心配されたようなテロはありませんでした。報道では「歴史的な一日になった」などその成果が宣伝され、サミットは大成功だったという雰囲気醸成されましたが、一方で、首脳声明を読んだサーロー節子さんから「これだけしか書けないのか。死者に対しての侮辱だ」との声があがるなど、期待が裏切られた思いをしている人も多数います。

今回のサミットをどのように評価するか、多岐の事柄の中から3つのポイントをあげてみます。

第一が、G7首脳たちが参観した原爆資料館についてです。むかし原爆資料館の展示を見た人は怖かったと言っていますが、近年はだんだんきれいに整えられてきています。2017年に被爆人形が多くの人々の反対を押し切って撤去されてしまったこともあり、あの程度の展示を見たからってどうってことないだろうという人もいるのですが、私自身は、それでも現在の展示には心に迫るものがあると思っています。5月19日、首脳たちが連れ立って参観しました、普通は急いで回っても1時間はかかるのですが、首脳たちの滞在時間は約40分、その中で被爆者の話を聞いたことは良かったのですが、そうするといったい何を見たのかということになります。詳細は非公表になっています。ここを参観した経験が、その後の各国での政策決定にどれほどの影響を与えるのでしょうか。

第二が、ゼレンスキー大統領が参加したことです。ゼレンスキー氏の参加がウクライナの平和につながるという見方があります。そうあってほしいのですが、現実はその反対でしょう。戦争の当事国の一方の指導者だけを招くことは、G7がその立場に立ったということで、ここで表明されたウクライナへの軍事面、経済面へのテコ入れは戦争のさらなる激化と長期化を招くおそれがあります。こう言うと、「ならば侵略されたウクライナを見捨てるのか、ロシアに領土を割譲することがあっても良いのか」とお叱りを受けることは当然予想されますが、領土は一度失ったとしても将来、平和的手段で取り戻すことが出来るかもしれません。失った命はもう帰って来ないのです。

ベトナム戦争を指導したホー・チ・ミン主席（1890-1969）はその遺書の中で、「わが国は、英雄的闘争を通じてフランス、アメリカという二つの大帝国主義を打ち負かし、民族解放運動に無類の貢献をした一小国という素晴らしい名誉を受けよう」と書いています。ウクライナにも同じ名誉が与えられるかもしれません。しかしベトナム戦争ではベトナム人が三百万人以上、アメリカ兵も五万八千人が死にました。それほどの犠牲が必要だったのでしょうか。命にかけても踏みにじられた領土を取り返そうとする人々の前に水を差すようで、批判は甘んじて受けますが、ウクライナ戦争でいま何より必要なのは停戦であって、領土をめぐる戦争ではないと考えます。

第三のことが5月19日に発表された「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」（首脳声明）の内容で、ここでG7は自分たちのことを差し置いてロシア、中国、朝鮮、イランを批判しています。G7が一方の側に立つことを明言したことは世界の分断をさらに押し進めることになってしまいます。

「ロシアによる核兵器の使用の威嚇」がここでも言われていますが、プーチン大統領の発言を確認すると、あいまいな言い方に終始しており、あからさまに核兵器投下を言っているのではないことには留意すべきです。もちろん核兵器の使用の威嚇、まして使用は許されないことですが、アメリカは従前から中国、ベトナム、朝鮮民主主義人民共和国に対して核兵器の使用を検討し、威嚇していましたから、アメリカに核兵器の使用の威嚇がなかったとは言えないのです。

被爆者の方々が怒って告発したように、首脳声明には「我々の安全保障政策は、核兵器は、それが存在する限りにおいて、防衛目的のために役割を果たし、侵略を抑止し、並びに戦争及び威圧を抑止すべきとの理解に基づいている」と明記されています。核兵器を絶対悪とせず、その存在を認めた上で「世界の核兵器数の全体的な減少は継続しなければならず、逆行させてはならない」と言うのです。核兵器廃絶の道筋は示されませんでした。それなら、なぜ広島で開催したのでしょうか。G7サミットが広島の名前を使った戦争準備ではないことを切に望みます。核兵器禁止条約の署名を拒み、オブザーバー参加さえしない岸田政権が、核兵器のない世界を唱えて開催したサミットの成果に期待することは困難と言わざるをえません。

<ヤスクニ問題関連ニュース>

○ 沖縄復帰51年 犠牲強い構図直視を

再び戦闘の最前線になるのではないか。そんな不安が高まる中で、沖縄は15日、日本への復帰から51年を迎えた。

本土から犠牲を強いられる構図は半世紀を経ても変わらず、むしろ新たな懸念が浮上する。その現実を目を向けたい。

岸田政権は昨年、国家安全保障戦略など安保関連3文書を改定し、敵基地攻撃能力の保有で防衛力強化へ踏み出した。台湾や中国に近い沖縄県の南西諸島には陸上自衛隊の駐屯地を相次いで開設し、ミサイル部隊を配備。米軍も沖縄の海兵隊を改編し、離島に機動的に展開する即応部隊を創設する方針だ。

基地強化の流れはいつの間にか既成事実化し、国は基地負担軽減どころか、沖縄との溝を深める方向へ突き進んでいる。

太平洋戦争で地上戦があった沖縄では県民の4人に1人が犠牲になった。戦争が起きれば軍事拠点は標的となる。住民の不安を無視して有事への舞台作り邁進するのではなく、近隣諸国との連携や外交努力もあわせ、基地のあり方を幅広い視野に立って考え直すべきだ。(後略) (朝日新聞社説 2023.5.16)

○ 安倍氏国葬名簿、8割黒塗り

昨年9月27日に実施された安倍晋三元首相の国葬を巡り、毎日新聞記者が内閣府に「参列者や招待者の名簿、招待者の選出に関わる文書」を情報公開請求した。期限の延長を幾度かはさみ、請求から半年近く経過した3月、氏名などが黒塗りされた資料が大量に開示された。実施を巡って国論を二分した国葬の実態はいまだ解明されていない点が多いが、開示資料から見えてきた部分もある。

開示されたのは、「故安倍晋三国葬儀参列者名簿」や「参列者推薦基準」などの文書。参列者名

簿はA4判用紙で104枚に上り、参列者の所属ごとに区分され、それぞれの出欠の有無が記されていた。

政府の過去の発表によると、国葬には4183人が参列した。開示資料では、出席者の8割近くの氏名が黒塗りで、出席者として確認できたのは松野博一官房長官や河野太郎デジタル相ら閣僚や現職の国会議員の他、自治体の首長、地方議員、各省庁の幹部らだった。

一方、所属が示された開示資料や報道などから、黒塗りになったのは元国会議員や経済界などの各界代表者、国の審議会委員、外国政府の要人、報道関係者、皇族らの氏名。各界代表者の団体名も黒塗りで、どの団体が参列し、どの団体が招待されなかったのかなどは不明のまま。国家公務員などの公職に現在も就いているのかが、開示と不開示の分かれ目になったとみられる。

内閣府が参列者の個人情報の開示を厳格に運用する一方、外務省は国葬が実施される直前の昨年9月22日、ホームページで参列を表明した外国政府や国際機関の要人の氏名を公開した。フランスのサルコジ元大統領やアメリカのハリス副大統領、国際オリンピック委員会のバッハ会長らの参列が明かされたが、今回開示された文書ではいずれも黒塗りにされていた。

一見、省庁ごとにちぐはぐな対応のようにみえるが、内閣府の担当者は「情報公開法など規定にのっとって開示した。国葬だからといって特別に開示するルールは設けていない」と説明。さらに書面で「個人を識別され、個人の権利を侵害する恐れがある。招待者の選考に関する考え方が類推され、推薦されなかった人が明らかになることで信頼関係がなくなる」などと不開示の理由を説明している。(後略) (毎日新聞 2023.05.24)

821号ヤスクニ通信 2023年6月11日 発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会 発行人・編集・発行 小塩海平 (東京告白教会)
--

<編集後記> 1面の祈りのすすめが長すぎるとのご意見がありました。時間が限られている場合は、最初の1段落目と最後の1段落目を読んでいただければと思います。ヤスクニ問題関連ニュースでは、この他にも、訪韓した岸田首相の挨拶「過去の出来事に心が痛む」に対する韓国側からの痛烈な批判(中央日報)、韓国人靖国合祀拒否訴訟(ノー!ハブサ裁判)が東京高裁で敗訴、などの報道がありました。K.K.